

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和6年2月26日（月） 14時00分～14時54分

2. 出席者

【顧問】

阿部部会長、岩田顧問、河村顧問、小島顧問、近藤顧問、佐藤顧問、鈴木顧問、
平口顧問、水鳥顧問

【経済産業省】

一ノ宮環境審査担当補佐、須之内環境審査専門職、中村環境審査係長、
伊藤環境審査係、福田環境審査係、他

3. 議 題

(1) 環境影響評価方法書の審査について

①株式会社タカ・クリエイト（仮称）盛岡築川風力発電事業

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、岩手県知事意見の概要説明

4. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 環境影響評価方法書の審査について

①株式会社タカ・クリエイト「(仮称) 盛岡築川風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、岩手県知事意見について、質
疑応答を行った。

(3) 閉会の辞

5. 質疑応答

(1) 株式会社タカ・クリエイト「(仮称) 盛岡築川風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、岩手県知事意見＞

○顧問 初めにお聞きしておきたいことがございます。方法書の3ページ目を開いてい
ただけますでしょうか。事業者というよりは、むしろ事務局の方にお聞きしたいのです
が、本件、制度が改正されまして、5万kW以上が第一種事業となっておりますので、4
万6,200kWということで、第二種事業となります。

第二種事業につきましては、確か制度の建付け上は、配慮書の提出について任意とな

っていたかと思っっているのですけれども、この案件に限らず、発電所のアセスについては第二種事業で配慮書はあまり提出されていないと認識しておりますが、その辺り事務局としてどうなっているか。例えば手引の方では、第二種事業について配慮書はやらなくてもよいというように書かれているのか、ちょっと説明していただけますでしょうか。

○経済産業省 環境影響評価法第4条第1項に基づき、第二種事業の場合、第二種として進んでいかどうか国による判定をうけるケースと、その他、同条第6項に基づき国の判定を受けることなく、環境影響評価その他の手続を行うことができるということで、方法書からスタートしてもいいというケースがございます。本件は第4条第6項の手続を経て事業者が届出をしてきているということです。

○顧問 そうですか。ただ、配慮書については、ほとんどやっていないものが多いのですけれども、制度上やれないということではないのですね。

○経済産業省 そうですね。別にやってはいけないという形にはなっていないです。

○顧問 ということですね。ほかの事業者の案件で、配慮書を提出しない代わりに、そういう環境配慮について記載していただいていたような方法書もあったように記憶しております。本件について、地元の都道府県等、いろいろ御意見いただいているようですので、またその辺りは御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○経済産業省 そうですね。知事意見などでも相当な配慮を求めているので、知事意見を配慮していただくことは大事です。

○顧問 そうですね。国の方でも新しい制度の検討もいろいろ行っておりますので、その辺りも踏まえてまた御検討させていただければと思います。

○経済産業省 部会長、ありがとうございます。

○顧問 それでは、本件の審査に入りたいと思います。補足説明資料、事業者見解、知事意見、方法書本体、どこでも構いませんので、御質問、御意見等ございましたら挙手をお願いいたします。植生関係の先生、お願いいたします。

○顧問 それでは、補足説明資料の14番、私の質問なのですけれども、9ページをお願いします。当該地域が自然環境保全地域に指定されているので、その説明をお願いしますということで質問したのですけれども、区界高原自然環境保全地域に指定されていて、そこが特に植物とか動物とかではなくて地形的なものに対しての指定なのだということが分かりました。

それで、これをよく調べていきますと、方法書の160ページをお願いできますか。ここに岩手県自然環境保全指針における優れた自然の保全方向とあるのですけれども、次の161ページに図がありまして、保全の区分があります。この地域は紫色、Bに当たることとなります。そうすると、また1つ戻っていただいて、先ほどの表でBになるわけです。Bの内容とすると、特に重要な地形、地質、自然景観が存在する地域であって、これに対してどのように保全していくかという、事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期するという文言があるわけなのです。これに関して、まだこの方法書では改変区域について具体的に書かれていないので、どのように改変されるかが分からないわけですが、ここは地形で指定されているということになりますと、道路を造るということになれば、どうしても地形改変にもなってくるので、この辺と実際の法律との関係はどうなっているのでしょうかという質問です。

○顧問 事業者の方、お答えいただけますでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。今回、補足説明資料をやり取りする中で、2回目の回答で、建設ヤードと既存道路の改変を含めた道路をお出しさせていただいていますけれども、それにつきましては、まだ計画段階の、あくまで現時点での想定で、今回のこの議題での公開資料の中には記載してございませんが、おおむね尾根上にヤードを配置し、それをつないでいく道路、管理を受ける工事用道路という形となっております。それが北西の1号機から南東の11号機までつながっているような形です。

○顧問 それはお答えいただいているのですけれども、それに対して実際どれくらいの改変があって、それに対して保全地域との法律上の対応の仕方というのですか、それはどのようにお考えなのかという質問なのです。例えば、これは環境保全地域に対しての大きな改変には当たらないというお考えでやられているのかどうかということなのですが。

○事業者 タカ・クリエイトです。今話がありましたように、尾根を中心に改変を少なくするというのと、実際には、今、築川牧野組合が使っておられる道路を活用させていただいて、できるだけ改変が少なくなるように進めようとしております。

○顧問 その牧野組合が使われている道路というのは、発電機をつないでいく、いわゆる管理道路ですね。それをそんなに改変しないで利用できるような状況にあるのでしょうか。

○事業者 風車そのものは、そこから個々に入っていく形ですが、それも道路に

面した形で進めていくということで今計画をしております。御指摘ありますように、できるだけ改変が少なくなるような土木造成を今検討しております。

○顧問 その辺は十分に御検討いただければと思うのですけれども、まだ実際どのように道路を造るかとか、その辺のところは分かりませんので。

これに関連してなのですけれども、238ページをお願いしていいですか。ここで植生図の上に風車があって、それに伴う植生調査箇所が示されているのですが、これを見ますと、まだ具体的に管理道路をどう造るかとか、というのが示されていないのですが、ほとんど風車の周辺に植生調査予定地域が示されているということで、そうすると、恐らく改変区域を意識してやられているのかと思うのですけれども、ただまだ道路が分からないこと。

それから、植生調査に関しては、改変区域だけではなくて、全体がどのような自然環境になっているのかを知るのが一義的なものだと私は考えていますので、このように集中しているのは、もう少し分散して全体を調べるような形にもっていただきたいということ。

それから、図に載っている四角のところは調査地点であるということなのですけれども、そこに代表的な群落に係る調査地点数の目安と書いてあって、凡例ごとに調査区数を書いてあるのです。そうすると、これ全部数えると16地点で、図の方は11地点なのですけれども、この辺のところは1つの四角がダブっているということなのではないでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。今現状で考えているところで11地点をお示しさせていただきました。ただ、先生おっしゃっていただきましたように、代表的な地点というところがまだ現状見えていない状況になっております。そのため、少し多めに目安としてお示しさせていただいております。今、最低ラインで数は地点としてお示しさせていただいているので、今後、実際に調査を行っていく中で、コードラートを設定する地点は増やしていくことを考えているところでございます。

○顧問 まず、まだ実際に調査に入られていないわけですから、実際に準備書段階を迎えるに当たって、現地を踏査されることになると思うのですけれども、これをなるべく広く見ていただいて、調査しなければならないところが見えてきますので、今ここに取りあえず書かれているものにあまり限定しないで、もう少しいろいろなところを調べてほしいということ。

それから、この植生図なのですけれども、環境省の自然環境保全基礎地域の引用植生

図とはちょっと違うと思うのですが、これはどういう植生図なのでしょうか。

○事業者 環境省の植生図を使用しております。

○顧問 ただ、凡例が違います。それから、塗られているものが随分違うと思うのです。

例えば、放棄地か何かになっていた黄色で塗られていたところが緑になっています。ミズナラ林になっている。それから、凡例の色に区別がつかないところがあって、番号か何かを付していただけると分かりやすいかと思うのですけれども、その辺のところをきちんと、引用あるいは引用を基に作り直したのかとか、その辺の注釈を入れていただきたいと思います。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 これは、それを変更したものなのでしょうか。

○事業者 そうですね。色は少し変更させていただいたものになります。

○顧問 大分違うので、特に真ん中辺の上の方がちょっととんがっている形があります。

これ確か、引用の方だと黄色系で書いてあったと思うのです。凡例の名前は忘れてしまいましたけれども、それが随分変わっているのです。

○事業者 こちらのの方はきちんと修正したものを準備書段階ではお示しさせていただきたいと思います。

○顧問 これを見ると、ミズナラが広く占めることになっていて、ですので、実際にまだ調査されていないので、その辺は引用植生図でよろしいのかと思うのです。変な誤解をされないようなものの方がよろしいかと思えます。準備書段階では、是非もう少し広く、数も16ではちょっと足りないかと思うのですけれども、実際に手引書の方でも1つの凡例について複数調査をしていくようにということが書いてあったと思っておりますので、その辺のところをよろしくお願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。では、手が挙がっていないようですので、私から何点か確認させていただきたいと思えます。

初めに、補足説明資料を開いていただけますでしょうか。13ページの24番です。まず補足説明資料、私からいろいろ質問させていただいて、御回答いただきありがとうございました。その中で幾つかのお答えについて、質問した内容と少しずれていると思った箇所がございますので、改めてお聞きしたいと思えます。

24番です。お答えいただいているのは、生態系項目の上位性注目種としてという話で、

ポテンシャルマップについてとなっているのですが、方法書の232ページを開けられますか。方法書の232ページは、生態系ではなく動物の項目になっておりまして、その動物の項目の中でポテンシャルマップを作成し、となっております。生態系の注目種としてではなくて動物の項目について、恐らく対象は重要種だと思うのですが、ポテンシャルマップを作成し、予測を行うとなっているのですけれども、ちょっとお答えと齟齬があるような気がするのです。その辺り、もう一度確認して御回答いただけませんか。

○事業者 ポテンシャルマップにつきましては、特に鳥類の項目で記載させていただいているかと思えます。こちらについては、私どもの考え方としてなのですけれども、猛禽類を対象として考えているところになります。特にクマタカとかイヌワシも含めてですが、そういった種を対象とした場合、ポテンシャルマップを作成し、予測を行うことを考えているところでございます。

今回、生態系の中で上位性のところでクマタカを選定させていただきましたので、上位性で選定したクマタカに対するポテンシャルマップを作成し、予測評価を行うことを想定しているという形で回答させていただきました。また、イヌワシの出現というところでは、イヌワシが生態系の上位性としてメインになる場合でありますと、クマタカに対しては動物の項目でポテンシャルマップを作成して予測評価を行うというところでございます。

○顧問 生態系の注目種として選定した場合はポテンシャルマップを作成して、そうでない場合は作成しないということですか。それとも、そうでない場合も作成することですか。

○事業者 そうですね。今回、クマタカを上位性として選定しておりますが、より適切であるイヌワシが出現しているという状況であればイヌワシを上位性にし、クマタカについては、クマタカとしては出現している状況でございますので、こちらは動物の項目でポテンシャルマップを作成した予測評価を行うことを想定しての回答とさせていただきます。

○顧問 では、クマタカ、イヌワシは、上位性注目種として選ばれなかった場合も動物の項目でポテンシャルマップを作成するという理解でよろしいですか。

○事業者 そうですね。出現状況によりというところではございますが、そのようなことを想定して回答させていただきました。

○顧問 分かりました。ということは、基本的には対象が猛禽類になるということですので、今後で構いませんので、こういった記載、何度かしていただいていると思うのですが、猛禽類が対象の場合は、鳥類のうち猛禽類と明示していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 それから、その次、その下に見えていると思いますが、13ページの25番です。方法書は233ページになるのですが、④騒音による生息環境の悪化ということで、環境保全措置としては低騒音型の機械を使用する、こういった形で結構だと思っておりますが、基本的な予測のところでは改変地域の重なりを確認と書いてあるのですが、改変地域というのは、改変されてなくなってしまう場所ですので、むしろ施設ができて、その周辺のところが騒音による生育環境の悪化ということになると、改変地域の重なりというよりは、改変地域と、下には括弧書きでかいてありますが、近傍地域との重なりの方がより重要になるのではないかという意図で質問を差し上げたのですけれども、そういった理解でよろしいですか。

○事業者 先生のおっしゃるとおりで、近傍地域の方がより重要になるかと思えます。

○顧問 恐らく書き方としては、改変地域との重なりを確認すれば近傍地域も見えてくるだろうということだと思っておりますが、表現としては改変地域及び近傍地域の重なりを確認ぐらいに書いておいていただいた方が分かりやすかったかと思っておりますので、またこういった形で書いていただくときはそのように御検討いただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 それから、もう一度、補足説明資料に戻っていただいて、15ページの28番なのですが、カラ類の中には、例えばシジュウカラが冬場にヨシ原を利用するとか、確かに草地を利用することもあるとは思っておりますが、基本的にはカラ類というのは樹林地性の種ですね。その中でも一部草地を利用するということだと思っておりますが、今回の改変区域にかなり牧草地等があるという点と、地元意見に対する事業者見解の8ページを開いていただけますか。これは重要種ということなのですが、9番目でオオジシギが繁殖しているということです。オオジシギが繁殖しているということは、その他の草原性鳥類も繁殖している状況ではないかと思っておりますが、樹林をメインに見ておりますが、草地性の方は見なくてもよろしいですかということでお聞きしたのです。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○事業者　こちら、今想定段階としては、もちろんカラ類とさせていただいているところ
でございますが、出現状況によって見直すことは考えているところでございます。

なお、オオジシギがこの辺りに確認された場合、草地性の鳥類についても併せて解析
するような想定をさせていただきたいと思っております。

○顧問　オオジシギについては、基本的には動物の重要種の方で扱っていただく対象に
はなると思うのですが、ほかの事例では生態系で扱っていただいているようなケースも
ありまして、できれば、ただ単に点の情報としてというよりは、もう少し詳細な情報、
数にもよるのでしょうかけれども、環境との関係についてはきちんと把握しておいてい
ただきたいと思しますので、その辺りは草原性の鳥類についても御配慮いただく形でお願
いしたいと思います。

○事業者　ありがとうございます。

○顧問　細かいところは以上なのですが、最後に少し知事意見を聞いていただけますか。
かなり厳しい知事意見が出ておりまして、まず総括的事項のところでは。

冒頭にもあるのですが、自然環境保全地域にかかっているというところ、それからイ
ヌワシの生息が確認されているという点で、地元からは保護団体等からも中止の要請が
出るなど、あるいは地元の審議会でもかなり厳しい意見が出ているようです。知事意見
の中身を見ますと、保安林を除外すること、あるいは自然環境保全地域における影響を
回避、又は極力低減すること、イヌワシの重要な生息地を除外することという意見とな
っております。

方法書に戻って83ページを開いていただけますか。動物の注目すべき生息地。自然環
境保全地域ですけれども、風車の半分以上が自然環境保全地域にかかっておりまして、
少し戻っていただいて68ページを見ていただけますか。実際の利用状況については調査
をしてということになるのでしょうかけれども、イヌワシについては、このように既存資
料の段階では、かなり真っ赤になっている中の真ん中辺りに本対象事業実施区域が位置
している点。

それから、105から106ページを見ていただけますでしょうか。重要な自然環境のまと
まりの場なのですけれども、自然環境保全地域がこちら側、逆にそこに入っていない部
分は保安林になっておりまして、保安林も避け、自然環境保全地域も避け、イヌワシで
すと、この辺りだと牧草地がかなり主要な採餌場になるのではないかと思いますけれど
も、イヌワシの採餌に関係あるような場所も避けてということになると、ここで風車を

建てていくのはなかなか難しくなるのではないかと思いますのですが、この辺り、知事意見の総括的事項に対する対応は、事業者としていかがされるのでしょうかということをご段階でお聞きしておきたいと思えます。

○事業者　タカ・クリエイトです。これをもらって大変苦慮しているのですが、まず総括の保安林のところでございます。基本的に国有林側の保安林は使わない、民有林側で地元から要請があるところをうまく使うということと、稜線にできるだけ影響が少ないようにするというように考えております。今の県知事意見のところはありますけれども、県の森林保全課からは、施設整備等を計画する際は、保安林を除外するよう検討することはありますが、やむを得ず保安林内での事業計画となる場合には、必要最小限とするよう配慮することというように意見をもらっておりますので、それを考えながら。

それから、今お話しありました83ページの宮古市区界高原鳥獣保護区を外して、今現在、黒字で囲ったところを環境影響の方法書として出しておりますが、これを極力絞り込んで、県の方から餌場になっているという御指摘があるのですが、我々、昨年9月からこの猛禽類調査を始めておまして、今月で6か月になります、採餌の実績もございませんので、そういった最新の情報を提示しながら、有識者の皆さんの御意見を伺って、何とかこの事業を極力環境に配慮した形でできないか。

それから、地権者である牧野組合、生産森林組合、それから二和木材がそういったことを期待されておりますので、いずれにしても環境影響が最小になるようなことを考えながら、共存できるように進めていきたいと思っております。

○顧問　恐らく地元の牧野組合等の方は、やはりこの土地をどう活用していくかという観点で考えておられると思うのです。現実を見てみますと、空中写真で見ただけならば分かるのですが、もう既に太陽パネル等が並んでいて、そういった状況で再生可能エネルギーの誘致をある程度は考えられているのかという理解なのですが、今回、地元の専門家の方とか保護団体の方からかなり強い反発が出ておまして、それに対してお答えがまだ十分練れていないのかと。

本来であれば、配慮書等の手続をやっていただければ、初めのところでこういった保全地域とか保安林とか、既存文献で分かるような情報で、かなりいろいろな懸念される事項に係っているということで、そういったところは地元から早い段階でヒアリングしていただいて、最新情報を意見交換していただくとかすると、かなりスムーズだったの

ではないかと思われるところもございます。今からでも遅くはないと思います。少しボタンの掛け違いのようなところもあるのかと思いますので、慎重に案件を進めていただければと思います。その辺りはよろしく御検討いただきたいと思います。

○事業者 分かりました。

○顧問 それでは、ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。大気質関係の先生、お願いいたします。

○顧問 私は非常に細かいことで恐縮なのですが、補足説明資料の7番目、ページの注釈の番号をきちんとつけた方がよいのではないかと質問をして、きちんとつけていますよという御回答なのですが、方法書39ページの下の方を見ますと、1番として確かに番号がついていて、光化学オキシダントとはという記載がされているのです。このPDFファイルは確かにこのようになっているのですが、私が最初にいただいたファイルは、この1番という番号が落ちていたのです。それでそういう質問をしたということです。

何か最近、PDFファイルの変換の問題かどうか知りませんが、時々内容が落ちていたりすることがあるので、だからどうしろと言われても事業者の方は困るかと思いますが、そういうこともありますので、質問をしました。

○事業者 日本気象協会です。PDFの方に本編の印刷に回したPDFと何か違いがあった可能性がございますが、大変失礼いたしました。回答いたしました記載方針で進めておりますが、齟齬がないように注意していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○顧問 それでは、水関係の先生、お願いいたします。

○顧問 私からは、補足説明資料の3番で、管理用道路について質問させていただきました。管理用道路の現在の検討中の状況を教えてほしいということで、赤い実線と青の実線を示していただいたのが図2になります。図2の青い実線が既設道路、赤いのが新設を予定されている道路と思っているのですが、それでよろしいですか。まず確認したいと思います。

○事業者 タカ・クリエイトです。基本はそうなのですが、先ほども言いましたように、左から3本目ぐらいまで、牧野組合の今使われている道路を使わせていただこうと思っ
ていまして、若干拡幅を考えていますが。

○顧問 左から3本目というのはどういう意味でしょうか。

- 事業者 この図面の左から3番目のところまでは。
- 顧問 3番目のヤードということですか。
- 事業者 そうですね。ヤードまでは既設の道路をなぞっていくような形なのです。だから、改変は我々も極力少なくするというので、元々は左の先端の風車のヤードまであったようなのですが、それが何年もたっているもので、尾根の道路が大分見えなくなっているのですけれども、この辺をうまく活用してやろうということで、先ほども言いましたように、できるだけ改変を減らす方向で検討しています。
- 顧問 そうすると、尾根の辺りに以前利用されていたような道路の痕跡はあるということなのでしょうか。
- 事業者 そうです。例えば、左から5番目のヤードのところは、ちょっと道路から伸びていますが、こういったのが今までないところなので、この道路から少し入るようなものは改変する道路かと思っています。
- 顧問 改変というよりは、そこは新設する道路。
- 事業者 そうですね。
- 顧問 分かりました。
- 事業者 できるだけ全体で新しく造るところを少なくしようとしています。
- 顧問 今まで使われていた道路がどんな状況なのかというのは、一度、何か写真みたいなものを見せていただくと分かりやすいかと思いました。
- 事業者 この図面で縦に入っています道路は、盛岡市が管理している幹線道路なのですが、そこと十字になっているのが牧野組合の道路なのですけれども、この辺は写真もありますので、お見せできると思います。
- 顧問 これにも少し関係するのですけれども、1番目の質問のところ、地面からブレードの下端まで61.5mということで、結構高いと思ったのです。高くすると風はよくなると思うのですけれども、ほかのデメリットも出てくるのではないかと思うのですが、ここを61.5mまでにする積極的な理由はあるのでしょうか。
- 事業者 基本的にはタワーを上げるというのが1つでございます。もう一つは、ローターは117mを使う予定でございますけれども、最大178.5mということで、120mのハブ高さと書いていますが、これが110mになるのかも分かりませんが、今、県からも厳しい意見が出ていますので、どこまでコンパクトにできるかということも考えながら。しかし、最大で景観を見ていかないと、また見直しが必要になりますので、最大

の径を出しております。

○顧問 分かりました。私は景観とかバードストライク等の専門ではないので、よく分からないのですけれども、やはり高くなれば鳥への影響、あるいはバードストライクだけではなくて、いわゆるそこを避けて通るとかという問題もいろいろと出てくるように思いますので、その辺りは専門家の人の意見も聞きながら、含めて高さもなるべくコンパクトな形にさせていただいた方がいいのではないかという気がいたしました。これは私のコメントです。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 もう一つ最後にお聞きしたいのが、水道水の取水地点についてです。水道水については、河川の利用はないというようなことが本文に書いてあったかと思います。地下水の水道水の利用はと書かれていたのですけれども、検討地点の西側及び南側、水質調査地点の6番目、それから1番目でしたか、付近にある民家の辺りの水道水の利用は、どこから供給を受けているのか分かりますでしょうか。

○事業者 現時点では、今回の既存資料の調査及び自治体へのヒアリングの中では、その辺りにつきましては入手できませんでした。今後もそういう事例があるかどうかいろいろ含めて、事実の収集を行いながら、表層水の利用等があれば、影響を考慮していくことになろうかと思います。現時点におきましては、自治体からそういう情報を得られませんでした。

○顧問 検討地域の近くに住居もあるようですので、水の利用がどのようになされているかも含めて検討、調査をしていただければと思います。

○顧問 ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、準備書に向けていろいろ御検討いただくということで、また計画を練り直した点については、また準備書に詳細に記載していただくということで進めていただければと思います。

○事業者 すみません、1つよろしいですか。

○顧問 結構です。

○事業者 タカ・クリエイトです。先ほどもちょっと申し上げたのですが、県からイヌワシの生息地域であるということでお話が出ておりますが、それについては配慮書のガイドラインが出されておりましたので、我々もそれは検討しながら方法書に入ってきているのですけれども、県の技術審査会の中でも出たのですが、ここの牧野組合のところ

はイヌワシの採餌場であるということを明言されたのですけれども、この辺については、近くで営巣地が襲われたとかという話も出てきているので、やはり最新の情報をきちんと取って、それで御判断していただきたいということを申し上げましたが、これは採餌場だと言いつけられたのです。

我々としては、去年の9月から6か月、実態調査もやっておりますけれども、そういったデータの中では採餌の実績がないので、この辺はイヌワシの生息地域であろうということは当然思っておりますが、もしそういったことであれば、ほかに採餌場を考えるとということも考えてまいりますけれども、現状はそういった実データをお示しながら調査、検討、それから、先ほど来御指導いただきました環境影響が極力少なくなるようなことを考えながら進めていきたいと思っております。

先ほど出ましたように、牧畜とか林業をやっている方々が、二十数年前に岩手県企業局が風力を計画しようとした地点であるので、今回、我々が行きましたときにも期待をされて、事業ができるようにいろいろな御支援はするというようにいただいているのですが、それとは別に、確かに環境影響が極力少なくなるように進めていきますので、今後とも御指導をよろしく申し上げます。

○顧問 改変と保護地域等との関係はいろいろ検討していただけるということで。あと、イヌワシについてなのですが、当然、環境アセスメントの手続ですので、事業者が取られたデータに基づいて考察していただくことが基本にはなるかと思うのですが、イヌワシの場合は、かなり行動圏が広いということと、あと岩手県は少し特殊でして、本来イヌワシが生息するような岩場がなくて、樹林に繁殖していたり、少し状況がほかとは違って、あるいは採餌場も牧草地等を利用していることが多くなっております。岩手県については地元の方がペアをあちらこちらでかなり調査されて、継続観察されていると思いますので、そういった情報をお持ちの方とは十分に意見交換をしておいて、単に来なかったというエビデンスだけではなくて、そういったヒアリングの情報もうまく活用していただいて、影響が及ばないという説明を分かりやすくしていただければと思いますので、その辺り是非、御検討いただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 それでは、ほかに御意見、御質問ございませんようですので、これにて審査は終了したいと思います。事務局にお返しいたします。

○経済産業省 先生方、どうもありがとうございました。本件事業者におかれましては、

知事意見も踏まえ、きちんとデータを取っていただいて、しっかりとアセスの中で考察していただいて、対応していただけたらと思います。

それでは、長時間の御審議ありがとうございました。特別にお伝えする事項等はありませんので、これにて本日の審査を終了したいと思います。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486